

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国によって2017年6月7日に、及びタイによって2022年2月9日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S 防止措置実施条約」という。）によって修正される、1990年4月7日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日及び2022年4月21日に、並びにタイによって2022年3月31日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S 防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S 防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S 防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S 防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S 防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S 防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S 防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S 防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

B E P S防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

B E P S防止措置実施条約は、日本国について 2019 年 1 月 1 日に、及びタイについて 2022 年 7 月 1 日に効力を生じ、次のとおり適用される。

B E P S防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。

- (a) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2023 年 1 月 1 日以後に生ずる課税事象
- (b) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2023 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間に関して課される租税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための 日本国とタイとの間の条約

日本国政府及びタイ政府は、

~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための
新たな条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第六条1に規定する段落は、「所得に
対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新た
な条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代
わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は
租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために
条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約
漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、
二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税

（以下「日本国 の租税」という。）
- (b) タイにおいては、
 - (i) 所得税

(ii) 石油所得税
(以下「タイの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。
 - (b) 「タイ」とは、タイ王国をいい、タイ王国の領水に隣接する水域でタイの法令及び国際法に基づきタイ王国の管轄権の下にあるものを含む。
 - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はタイをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国とタイの租税をいう。
 - (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含み、タイについてはタイの税法に基づいて課税単位として取り扱われる未分割遺産及び死者を含む。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
 - (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
 - (h) 「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国に関しては、日本国と日本国と日本国との国籍を有するすべての個人並びに日本国と日本国と日本国との法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国と日本国と日本国との租税に関し日本国と日本国と日本国との法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体
 - (ii) タイに関しては、タイとタイとタイとの国籍を有するすべての個人及びタイにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
 - (j) 「権限のある当局」とは、
 - (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
 - (ii) タイについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、法人の設立場所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
 - (g) 農場又は栽培場

- (h) 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫
- 3 建築工事現場若しくは建設、据付け若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動は、三箇月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」とする。
- 4 一方の締約国的企业が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じて役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）を行う場合には、このような活動が单一の工事又は複数の関連工事について十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企业は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
- ~~5 1から4までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。~~
- (a) ~~企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。~~
- (b) ~~企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。~~
- (c) ~~企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。~~
- (d) ~~企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~
- (e) ~~企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十三条2の規定は、条約第五条5の規定に代わる。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

- 2 条約第五条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (a) (i) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

- (iv) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (c) (a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十三条4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人为的な回避

4 条約第五条5の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

- (a) 条約第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。
- (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

- ~~(a) 当該一方の締約国内で、当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が5に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、5の規~~

~~定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。~~

- (b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、当該企業に属する物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって規則的に注文に応じ又は引き渡すこと。
- (c) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、専ら又は主として、当該企業のために、又は当該企業及び当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利益を有している他の企業のために反復して注文を取得すること。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十二条1の規定は、条約第五条6(a)の規定に代わる。

第十二条 間屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

1 条約第五条の規定にかかわらず、B E P S 防止措置実施条約第十二条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の締約国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、条約第五条の規定に規定する恒久的施設の定義に基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。

- (a) 当該企業の名において締結される契約
- (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約

~~7 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、間屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十二条2の規定は、協定第五条7及び条約の議定書1の規定に代わる。

第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

2 B E P S 防止措置実施条約第十二条1の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十五条1の規定は、条約について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

1 条約第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定のある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかいないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設の事業のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。
- 8 この条の適用上、「企業の利得」には、不動産以外の財産（第十二条3に規定する使用料の支払の基団となったものを除く。）の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金を含まないものとする。

第八条

- 1 一方の締約国の企業が航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。
- 2 一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、他方の締約国において租税を課すことができる。ただし、当該他方の締約国において課される租税の額は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

- 1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- 2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者であり、かつ、利得の配分に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、次の額を超えないものとする。
- (a) 産業的事業に従事する法人により支払われる配当である場合には、当該配当の額の十五パーセント
- (b) その他の場合には、当該配当の額の二十パーセント
- この2の規定は、配當に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 (a) この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- (b) 2において、「産業的事業」とは、次のものをいう。
- (i) 次の事業
- (aa) 製造業、組立業及び加工業

- (bb) 建設業、土木業及び造船業
 - (cc) 発電若しくはガス製造の事業又は水道の供給事業
 - (dd) 農業、林業、漁業及び栽培業
- (ii) その他の事業で、この条の規定の適用上、その事業が存在する締約国の権限のある当局が「産業的事業」であると認めるもの
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基団となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基団となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一條

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者であり、かつ、他方の締約国の居住者である法人の場合には、次の額を超えないものとする。
- (a) 金融機関（保険会社を含む。）が受け取る利子である場合には、当該利子の額の十パーセント
 - (b) その他の場合には、当該利子の額の二十五パーセント
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中銀銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関に支払うものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生

じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

- 5 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1 の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十五パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

- 4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りではない。
- 6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が当該使用料又は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 7 使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができます。

第十三条

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に又は企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者が1から3まで及び前条5に規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であって他方の締約国において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

- 1 次条から第十九条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において提供する人的役務（自由職業を含む。）について取得する報酬又は所得（退職年金及びこれに類する報酬を除く。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、その報酬又は所得については、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該他方の締約国において租税を免除する。
 - (a) 報酬又は所得の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
 - (b) 報酬又は所得が当該一方の締約国の居住者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
 - (c) 報酬又は所得が当該他方の締約国において租税を課される企業によって負担されるものでないこと。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

- 1 一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内

で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十七条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 この条の規定は、一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体

の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金には、適用しない。

第十八条

- 1 一方の締約国を訪れた当初に他方の締約国の居住者である個人で、当該一方の締約国の政府又は当該一方の締約国内の公認された大学、学校その他の教育機関の招請により、当該一方の締約国内の教育機関において教育又は研究を行うため二年を超えない期間当該一方の締約国を訪れるものは、その教育又は研究に対する報酬について、当該一方の締約国の租税を免除される。
- 2 1の規定は、主として特定の者の私的利息のために行われる教育又は研究から生ずる所得については、適用しない。

第十九条

一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった個人であつて、専ら、

- (a) 大学その他の公認された教育機関において勉学するため、
- (b) 職業上若しくは営業上の資格に必要な訓練を受けるため、又は
- (c) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉学若しくは研究を行うため、当該一方の締約国を訪問するものは、次のものにつき、当該一方の締約国内において租税を免除される。
 - (i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
 - (ii) 交付金、手当又は奨励金
 - (iii) 五年を超えない期間内に当該一方の締約国において提供する人的役務による所得（当該所得が生計及び教育に必要な収入を構成する場合に限る。）

第二十条

- 1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他

方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基団となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十一条

- 1 タイ以外の国において納付される租税をタイの租税から控除することに関するタイの法令に従い、タイの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の中の租税の額は、当該居住者に対して課されるタイの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、タイの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- 2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の中の租税から控除することに関する日本国の中の法令に従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってタイにおいて租税を課される所得をタイにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるタイの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の中の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の中の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (b) タイにおいて取得される所得が、タイの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の中の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の中の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるタイの租税を考慮に入れるものとする。
- 3 4の規定が適用される場合を除くほか、2(a)に規定する控除の適用上、「納付されるタイの租税」には、第十条2又は第十二条2若しくは5の規定に従って軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるタイの租税の額を含むものとみなす。
- 4 (a) 2に規定する控除の適用上、「納付されるタイの租税」には、次のいずれかのものに従って軽減又は免除が行われないとしたならばタイの法令に基づき納付されたとみられるタイの租税の額を含むものとみなす。
 - (i) この条約の署名の日に実施されている千九百七十七年（仏暦二

千五百二十年) 投資奨励法第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条(2)、第三十五条(3)、第三十五条(4)若しくは第三十六条(4)の規定又は

(ii) この条約の署名の日の後に修正された(i)に掲げる規定若しくはタイの経済開発を促進するためのその他の特別の奨励措置であって(i)に掲げる規定に基づく現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてタイの租税に関する法令に将来導入されることがあるもの。ただし、両締約国の政府が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲に関し合意することを条件とする。

(b) (a)(i)の規定(千九百七十七年(仏暦二千五百二十年)投資奨励法第三十五条(3)又は第三十六条(4)に係る部分に限る。)は、個々の事案について同法第三十五条(3)又は第三十六条(4)の規定に従って最初にタイの租税の免除若しくは軽減が行われた課税年度又はこの条約の適用が開始された課税年度のいずれか遅い方の課税年度から十三年の課税年度の後に生ずる所得に関しては、適用しない。

5 3又は4の規定の適用がある場合には、第十条2の規定が適用される配当又は第十二条2若しくは5の規定が適用される使用料若しくは収入については、2(a)及び3又は4(a)の規定に従って与えられる日本国の租税からのいかなる控除も、当該配当、使用料又は収入の額の二十五パーセントを超えないものとする。

第二十二条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条、第十一条7又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、

当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

- 4 一方の締約国企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 5 この条において、「租税」とは、この条約の対象である租税をいう。

第二十三条

- 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める居住者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。
- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十六条2の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十四条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に関する詐欺の防止又は脱税に対する法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを交換することができる。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徴収に関与し、又はこれらに関する異議についての決定に関与する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十五条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用される。

第七条 条約の濫用の防止

- 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十六条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにバンコックで交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。
 - (a) 日本国においては、
この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (b) タイにおいては、
 - (i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対し支払われた又は送金された金額について源泉徴収される租税
 - (ii) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は事業年度の所得に対するその他の租税
- 3 千九百六十三年三月一日にバンコックで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約は、2の規定に従ってこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十七条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する毎年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) 日本国においては、
終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- (b) タイにおいては、
 - (i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対し支払われた又は送金された金額について源泉徴収される租税
 - (ii) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は事業年度の所得に対するその他の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約

に署名した。

千九百九十年四月七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
中山太郎

タイ政府のために
シティ・サウェートシラー

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- ~~1 条約第五条7に關し、「仲立人、間屋その他の独立の地位を有する代理人には、一方の締約国内で、専ら又は主として、他方の締約国の企業のために若しくはこれに代わって、又は当該企業及び当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利得を有している他の企業のために若しくはこれらに代わって、同条6(a)、(b)又は(e)に規定されている活動に従事する者を含まないものと了解される。¹~~
- 2 条約第七条3に關し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払った又は振り替えた支払金（実費弁償に係るものを除く。）で次に掲げるものについては、損金に算入することが認められない。
 - (a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金
 - (b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料
 - (c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子（当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。）
- 3 条約第七条2、3及び4に關し、日本国の居住者が、タイ国内にある恒久的施設の実際の純利得によってタイにおいて租税を課されることを要求しない場合には、これらのいかなる規定も、タイが、当該恒久的施設に帰せられるべき利得を当該恒久的施設の総収入の一定の妥当な比率によって決定することを妨げるものではない。ただし、その結果が同条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。
- 4 条約第十条3(b)に關し、「産業的事業」とは、また、産業投資の奨励に関するタイの法律に基づいて与えられる特典を受けることのできるすべての事業をいう。
- 5 条約のいかなる規定も、恒久的施設によるタイの国外への利得の処分に対し、タイが、千九百三十八年（仏暦二千四百八十一年）タイ歳入法第七十条の二に従い租税を課することを妨げるものと解してはならない。
- 6 条約第十六条に關し、一方の締約国の企業が同条1にいう活動から他方の締約国において取得する所得に対しては、当該他方の締約国において同条2に定めるところに従い租税を課することができる事が了解される。

¹ 条約の議定書1の規定は、B E P S 防止措置実施条約第十二条2の規定に代わる（[9ページ参照](#)）。

- 7 条約第二十一条4(a)に関し、同条4(a)(i)に掲げる規定であつて条約の署名の日の後にその内容が修正されたものに対しては、その修正が条約の署名の日に有効なこれらの規定により与えられた特典の範囲を変更しない程度のものである場合に限り、同条4(a)(i)の規定を適用し、同条4(a)(ii)の規定は、適用しないことが了解される。
- 8 条約第二十六条2の規定にかかわらず、第二十一条4(a)(i)の規定は、千九百八十八年一月一日以後に終了する各課税年度の所得に関し、適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十年四月七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
中山太郎

タイ政府のために
シティ・サウェートシラー